



資料第1号

31長人第205号  
令和元年11月21日

長久手市特別職報酬等審議会会長 殿

長久手市長 吉田 一平

長久手市特別職の報酬等の額について（諮問）

長久手市特別職報酬等審議会条例（昭和43年長久手村条例第2号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

2 諮問理由

社会経済情勢及び県内各市の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて、諮問するものです。

3 長久手市特別職の給料及び報酬

| 区分  | 職名  | 現行月額     | 現行年額         |
|-----|-----|----------|--------------|
| 給料額 | 市長  | 880,000円 | 約14,324,000円 |
|     | 副市長 | 717,000円 | 約11,670,000円 |
|     | 教育長 | 652,000円 | 約10,612,000円 |
| 報酬額 | 議長  | 488,000円 | 約7,978,000円  |
|     | 副議長 | 423,000円 | 約6,916,000円  |
|     | 議員  | 362,000円 | 約5,918,000円  |